

認証手数料・調査手数料

		項目及び認証生産行程管理者等の種類		基本 検査	料金(消費税 抜)(※6)	
手数料 (①+②+③)	①認証(申請)料	新規認証申請時及び認証取得業者が組織形態を変更する場合(※1)、②の調査料に加算			10,000円	
		有機農産物の 生産行程管理者	菌床栽培の こ以外	申請ほ場面積 50a 以内の場合(※2)	4時間	30,000円
	申請ほ場面積 100a 以内の場合(※2)			35,000円		
	申請ほ場面積 100a を超える場合の 100a 毎の 加算額(※2)			10,000円		
	菌床栽培の こ		申請施設面積 100 m ² 以内の場合	4時間	30,000円	
			申請施設面積 100 m ² を超える場合の 100 m ² 毎 の加算額		10,000円	
	グループ(※3) 認証加算額:グループ構成員数-1) × 2,000円				2,000円	
	外注加算料:所在地が異なる施設がある場合、1施設毎の加算額				5,000円	
	受入れ、小分け加算料(※4) (他者が生産した有機農産物を受入れし、小分け業務を行う 場合に加算する。)			個人	25,000円	
				法人	35,000円	
	有機加工食品の 生産行程管理者		小規模	個人で、製造に係る施設の面積が 500 m ² 以下の場合	4時間	50,000円
		中規模	個人で、製造に係る施設の面積が 500 m ² を超える場合	6時間	100,000円	
			法人で、製造に係る施設の面積が 1,000 m ² 以下の場合			
		大規模	法人で、製造に係る施設の面積が 1,000 m ² を超える場合	8時間	150,000円	
		グループ(※3) 認証加算額(グループ構成員数-1) × 2,000円				2,000円
		外注加算料:所在地が異なる施設がある場合、1施設毎の加算額				10,000円
		受入れ、小分け加算料(※4) (他社が製造、加工した有機加工 食品を受入れし、小分け業務 を行う場合に加算する。)		他者原料で、他社において製造、加工された製品 を受入れ、小分けする場	個人	10,000円
					法人	15,000円
				自社原料を自社で製造し、半 製品で出荷。他社で最終製造 した製品を受入れ、小分けす る場合	個人	0円
					法人	0円
	有機農産物又は 有機加工食品の 小分け業者 ①または②または ③	①以下の②③以外の場合 (扱う農林物資の種類の数はない。)		個人	4時間	50,000円
				法人	6時間	70,000円
		②他社で加工された他社製品を受入れ、小分け し、かつ有機加工食品の生産行程管理者の認証 を当協会で取得し、検査対象が重複する場合		個人	(※5)	15,000円
				法人		20,000円
		③有機加工食品の生産行程管理者が、自社製品を 半製品で出荷し、他の有機 JAS 認証工場で最終 加工された製品を受入れ、小分けする場合(※6)		個人	4時間	0円
				法人	6時間	
	有機飼料(農産) の生産行程管理 者	申請ほ場面積 100a 以内の場合(※7)		4時間	30,000円	
申請ほ場面積 100a を超える場合の 100a 毎の加算額(※7)		5,000円				
グループ(※3) 認証加算額:(グループ構成員数-1) × 2,000円				2,000円		
外注加算料:所在地が異なる施設がある場合、1施設毎の加算額				5,000円		
受入れ、小分け加算料(※4) (他者が生産した有機飼料(農産)を受入れし、小分け業務を 行う場合に加算する。)			個人	10,000円		
			法人	15,000円		

有機飼料(加工)の生産行程管理者	小規模	個人で、製造に係る施設の面積が 500 m ² 以下の場合(※7)	4 時間	30,000 円	
	中規模	個人で、製造に係る施設の面積が 500 m ² を超える場合 法人で、製造に係る施設の面積が 1,000 m ² 以下の場合(※7)	6 時間	70,000 円	
	大規模	法人で、製造に係る施設の面積が 1,000 m ² を超える場合(※7)	8 時間	100,000 円	
	グループ(※3)認証加算額： (グループ構成員数-1)×2,000 円			2,000 円	
	外注加算料:所在地が異なる施設がある場合、1 施設毎の加算額			5,000 円	
	受入れ、小分け加算料(※4) (他者が製造、加工した有機飼料(加工)を受入れし、小分け業務を行う場合に加算する。)	他者原料で、他社において製造、加工された製品を受入れ、小分けする場合	個人	10,000 円	
			法人	15,000 円	
		自社原料を自社で製造し、半製品で出荷。他社で最終製造した製品を受入れ、小分けする場合	個人	0 円	
			法人	0 円	
	認証ほ場内のみでサイレージを生産する場合			10,000 円	
	有機飼料(農産)又は有機飼料(加工)の小分け業者 ①または②または③	①以下の②③以外の場合 (扱う農林物資の種類の数はい問わない。)	個人	4 時間	30,000 円
			法人	6 時間	50,000 円
		②他社で加工された他社製品を受入れ、小分けし、かつ有機飼料(加工)の生産行程管理者の認証を当協会取得し、検査対象が重複する場合	個人	(※5)	10,000 円
			法人		15,000 円
		③有機飼料(加工)の生産行程管理者が、自社製品を半製品で出荷し、他の有機 JAS 認証工場で最終加工された製品を受入れ、小分けする場合(※6)	個人	4 時間	0 円
法人			6 時間		
有機畜産物の生産行程管理者 ④+⑤+⑥	④経営単位数×20,000 円			20,000 円	
	⑤認定に係るすべての施設(畜舎、家きん舎、採草放牧地、野外の飼育)			/	
	50ha 未満			30,000 円	
	100ha 未満			40,000 円	
	100ha を超える場合			50,000 円	
	300ha 未満			60,000 円	
	400ha 未満			70,000 円	
	500ha 未満			80,000 円	
	申請面積 500ha を超える場合の 100a 毎の加算額			10,000 円	
	⑥家畜、家きん個体数の料金			/	
	肥育牛、馬			300 円/1 頭	
	乳牛			500 円/1 頭	
	豚、めん羊、山羊			100 円/1 頭	
	家きん類			20 円/1 羽	
	外注加算料:所在地が異なる施設がある場合、1 施設毎の加算額			5,000 円	
	受入れ、小分け加算料(※4) (他者が生産した有機畜産物を受入れし、小分け業務を行う場合に加算する。)	個人	25,000 円		
法人		35,000 円			

	有機畜産物の小分け業者	種類の数問わず	個人	4 時間	30,000 円
			法人	6 時間	50,000 円
③非会員加算料(※8)			事業者が個人であって鹿児島県有機農業協会の個人会員に入会していない場合(グループ認証の場合は1構成員毎に加算。)		3,000 円
			事業者が法人であって鹿児島県有機農業協会の法人会員に入会していない場合		30,000 円
④ ⑤ その他 経費 ⑨	④実地調査時の交通費等実費		自家用車使用の場合、起点を協会、終点を事業者の主たる認証ほ場又は工場、事業所として距離を算出する。		35 円/km
			駐車場料金、公共交通機関料金、宿泊費等が発生した場合。		実費
			⑤検査時間追加料金		実地調査の検査時間が、上記基本検査時間を超える場合 30 分毎の加算額

※1 以下の場合等は、現在の認証を廃止し新規申請する必要がある。ただし、アの場合は上記①の認証申請料を適用しない。

ア 農家や個人商店等認証された個人が後継者に業務を引き継ぐ場合

イ 認証された会社が持ち株会社化し、製造事業を新たに設立した会社に引き継ぐ場合

ウ 認証された協同組合、農業法人又は生産者グループが解散し、構成員に引き継ぐ場合

エ 認証された会社が個人商店に、認証された組合が株式会社に組織変更し、製造事業が新組織に引き継がれる場合

※2 採取場の場合は、採取場 5a をほ場 1 a 相当分と換算して計算する。また原木きのこの栽培場については、面積ではなくほだ木の本数で計算することとし、1,500 本=10 a として換算し、上記手数料を徴収する。

(採取場例)採取場 240a の場合、ほ場 48a 相当として料金を計算する。

(栽培場例)ほだ木数 15,000 本の場合、ほ場 100a 相当として計算する。

※3 本別表におけるグループとは以下の場合をいう。

(1)生産者を構成員とする法人が生産者を組織化したグループ。

(2)生産者複数で組織したグループ。

※4 受入れ、小分け加算料について、複数の農林物資を扱っている場合は、取扱量の多いいずれか一つの農林物資に係る料金を適用するものとする。

※5 同一の認証事業者が有機加工食品または有機飼料(加工)の生産行程管理者と小分け業者の両方の認証を取得している場合で、有機加工食品または有機飼料(加工)の認証生産行程管理に係る施設及び工場、機械、器具が、小分けに係る施設及び工場、機械、器具を包含する場合に限り、小分け業者が支払う手数料は、右記のとおり減額される。ただし、検査時間は有機加工食品または有機飼料(加工)の検査時間に含める。

※6 有機加工食品または有機飼料(加工)の生産行程管理者の検査と有機加工食品または有機飼料(加工)の小分け業者の検査を同時に行うこと。

※7 同一の工場、ほ場若しくは事業所で有機農産物と有機飼料若しくは有機加工食品と有機飼料を両方申請し同時に検査を実施する場合は、有機飼料の手数を半額とする。申請年度が異なり、1年目のみ別々に検査を実施する場合、2年目以降は同時検査とすることを条件として有機飼料の手数を半額とする。2年目以降同時検査を行わない場合は通常料金とする。

※8 会員であっても、前年度の年会費が未納である場合は、非会員加算料を徴収する。

※9 同一検査員が同時に複数の実地調査を行った場合、上記料金の④は、認証事業者同士で按分する。外注先調査を、認証事業者自身の調査とは別途実施した場合も同様の金額とし、調査終了後に徴収する。同一検査

員が同時に複数の認定事業者に係る外注先調査を実施した場合は、認証事業者数で按分する。

※10 本別表の料金はすべて税抜き表示とする。消費税分は別途計算する。

(平成 24 年 8 月 1 日付け 24 鹿有協 C-3-01)

この別表は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 4 月 1 日付け 26 鹿有協 C-3-02)

この別表は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 8 月 28 日付け 26 鹿有協 C-3-03)

この別表は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。

(平成 26 年 10 月 17 日付け 26 鹿有協 C-3-04)

この別表は、平成 26 年 10 月 17 日から施行する。

(平成 26 年 12 月 8 日付け 26 鹿有協 C-3-05)

この別表は、平成 26 年 12 月 8 日から施行する。

(平成 28 年 7 月 1 日付け 28 鹿有協 C-3-06)

この別表は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(平成 28 年 11 月 10 日付け 28 鹿有協 C-3-07)

この別表は、平成 28 年 11 月 10 日から施行する。

(平成 29 年 12 月 25 日付け 29 鹿有協 C-3-08)

この別表は、平成 29 年 12 月 25 日から施行する。

(平成 30 年 3 月 30 日付 29 鹿有協 C-3-09)

1 この別表は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

2 有機飼料(農産)、有機飼料(加工)については平成 30 年 7 月 9 日から、有機畜産物については平成 30 年 7 月 30 日から施行する。

(平成 30 年 10 月 15 日付 30 鹿有協 C-3-10)

この別表は、平成 30 年 10 月 15 日から施行する。

(平成 31 年 3 月 20 日付 30 鹿有協 C-3-11)

この別表は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

(平成 31 年 5 月 8 日付 31 鹿有協 C-3-12)

この別表は、平成 31 年 5 月 8 日から施行する。